

## 2 取組の検証 ①【文部科学省調査】

### ◎ 検証1 「3分類」14項目に係る取組状況 (県市町村：42自治体)

3分類	14項目の取組内容	県の割合 (自治体数)		全国の割合	
		令和3年	令和5年	令和3年	令和5年
基本的には、学校以外が担うべき業務	① 登下校に関する対応	52.4% (22)	⇒ 54.8% (23)	60.3% ⇒ 66.1%	
	② 放課後から夜間における見回り、児童生徒が捕縛された時の対応	28.6% (12)	⇒ 47.6% (20)	24.1% ⇒ 29.5%	
	③ 学校徴収金の徴収・管理	31.0% (13)	⇒ 59.5% (25)	33.0% ⇒ 45.3%	
	④ 地域ボランティアとの連絡調整	35.7% (15)	⇒ 54.8% (23)	39.1% ⇒ 47.7%	
学校が担う業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等)	26.2% (11)	⇒ 38.1% (16)	31.3% ⇒ 39.9%	
	⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	2.4% (1)	⇒ 0.0% (0)	4.5% ⇒ 5.9%	
	⑦ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	11.9% (5)	⇒ 14.3% (6)	15.5% ⇒ 18.2%	
	⑧ 部活動 (部活動指導員等)	61.9% (26)	⇒ 64.3% (27)	70.1% ⇒ 73.2%	

## 2 取組の検証 ①【文部科学省調査】

### ◎ 検証1 「3分類」14項目に係る取組状況 (県市町村：42自治体)

3分類	14項目の取組内容	県の割合 (自治体数)		全国の割合	
		令和3年	令和5年	令和3年	令和5年
教員の業務だが、負担軽減が可能な業務	⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)	21.4% (9)	⇒ 26.2% (11)	19.2% ⇒ 21.9%	
	⑩ 授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)	47.6% (20)	⇒ 50.0% (21)	64.3% ⇒ 74.9%	
	⑪ 学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)	11.9% (5)	⇒ 23.8% (10)	35.9% ⇒ 42.4%	
	⑫ 学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)	50.0% (21)	⇒ 38.1% (16)	44.7% ⇒ 53.2%	
	⑬ 進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)	14.3% (6)	⇒ 11.9% (5)	10.7% ⇒ 12.8%	
	⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)	85.7% (36)	⇒ 90.5% (38)	95.6% ⇒ 97.5%	

※ 文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」より作成

## 2 取組の検証 ①【文部科学省調査】

### ◎ 検証2 「3分類」14項目以外の取組状況 (県市町村：42自治体)

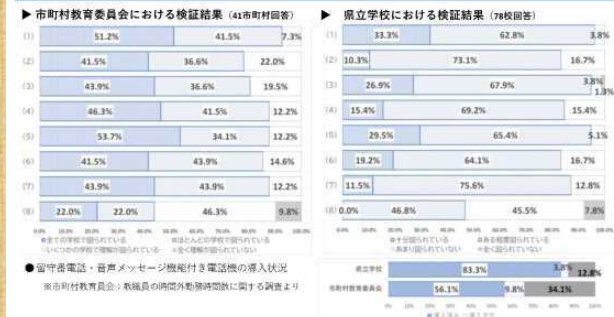
「3分類」14項目以外の取組内容	県の割合 (自治体数)		全国の割合	
	令和元年	令和4年	令和元年	令和4年
⑮ 域内の学校における「在校等時間」等をICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握	57.1% (24)	⇒ 95.2% (40)	48.2% ⇒ 93.5%	
⑯ 学校閉庁日の設定	95.2% (40)	⇒ 97.6% (41)	95.7% ⇒ 98.7%	
⑰ 勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制整備	33.3% (14)	⇒ 50.0% (21)	25.7% ⇒ 57.5%	
⑱ ICTを活用 (校務支援システム等の活用等) した事務作業の負担軽減	50.0% (21)	⇒ 66.7% (28)	59.2% ⇒ 84.1%	

※ 文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」より作成

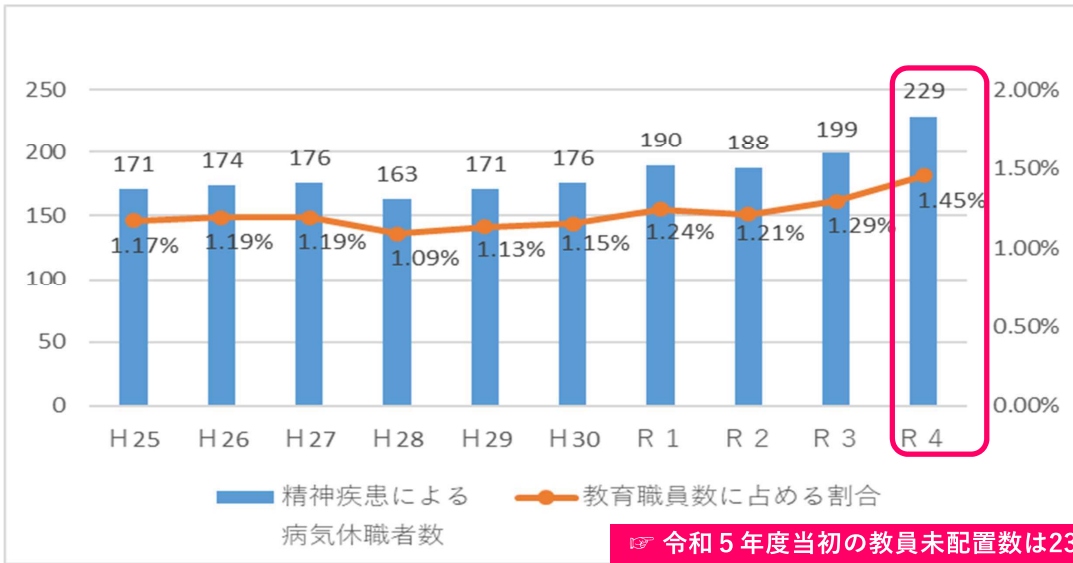
## 2 取組の検証 ②【「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の検証調査】

### ◎ 検証3 「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の検証調査結果

【調査名】 「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の検証  
 【実施期間・対象校】 令和5年12月11日～令和6年1月5日 県立学校長 (78名)、市町村教育委員会 (41名)  
 【調査項目】 (1) 職員会議や職員研修等の持ち方を工夫し、効率化が図られている。  
 (2) 校務分掌の編成を工夫し、校務の効率化が図られている。  
 (3) 家庭訪問や三幸面談等を見直し、効果的・効率的な方法により負担軽減が図られている。  
 (4) 学校行事の目的や効果等を再検討した上で、行事の改善・統合等のスリム化が図られている。  
 (5) 校内LAN等を活用して、教材や学級通信等の共有化が図られている。  
 (6) 勤務時間を踏まえて、遅時帯を工夫し、業務の時間確保が図られている。  
 (7) 現行の「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の内容は教職員に理解が図られている。  
 (8) 現行の「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の内容は保護者や地域に理解が図られている。





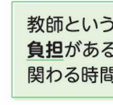


学校からの声 本県の現状『学校における働き方改革アンケート(2023)』より



小学校教諭

念願の教員になり、その仕事は素晴らしいです。子どもに関わることができて幸せです。しかし、仕事が多すぎて、なかなか定時に帰れません。誰も教材研究を無くしてほしいとは言いません。教師として、子どもたちに本当に必要なものを知っているからです。後輩達にもその素晴らしさを伝えられるよう、早急な業務内容の精選をお願いしたいです。



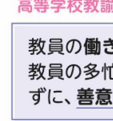
中学校教諭

教師という職業にしかない魅力は多く、素晴らしい職業だと思っています。しかし、その魅力を上回るほどの負担があるように感じています。少しでも多くの業務が改善され、先生方の負担が軽くなり、生徒と向き合い関わる時間が増えることを望んでいます。



高等学校教諭

教職員の本来の業務は授業や生徒の育成であるはずなのに、それ以外の業務の量が多すぎて授業準備・改善に集中できません。1人当たりの業務量を減らすために業務の大幅削減などが早急に必要と感じています。



特別支援学校管理職

教員の働き方改革は、生徒の学習と切れない問題だと思っています。生徒の多様な学びを保障するためには教員の多忙が改善されなければ難しい。人員の増、専門家の活用、地域との連携、どれをとってもお金をかけずに、善意に頼っている間は解決は難しいのではないのでしょうか。

「教職員の厳しい勤務環境の改善」

5年後、10年後の学校は…？

これからも

「教職員が選ばれ続ける職業」

「学校が選ばれ続ける職場」

であるためには？

【働き方改革推進課】

（令和5年度4月設置）

< 特命 >

☆ 健康管理班



教職員のメンタルヘルス対策の充実

☆ 働き方改革班



学校における働き方改革の推進

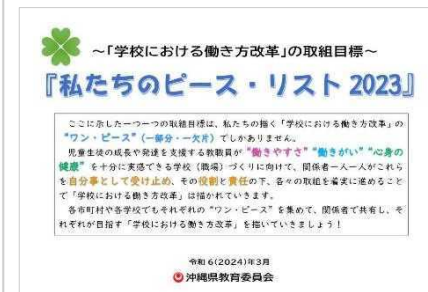
子供たちのために、教職員が“働きやすく”、“働きがい”を感じることでできる教育環境の整備！

# 1.学校における働き方改革は、

- どこを目指すのか？
- なぜ、推進するのか？
- どのように、推進するのか？

# 2.学校における働き方改革の着実な推進に向けて・・・

## ■ どのように、推進するのか？



## 県公立学校における働き方改革推進計画の着実な推進

## ■ どのように、推進するのか？

## ■ どのように、推進するのか？

### ◆ 子どもたちへの”よりよい教育”を行うためには？

#### 「学校における働き方改革」の目指すべき方向性

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の改善を図ることで教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、**子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることです。**



*POLICY*

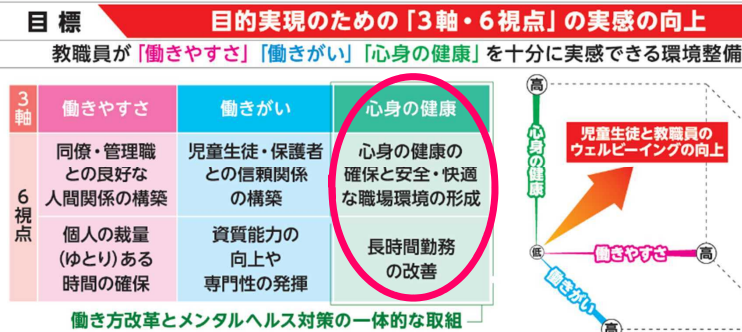
### 目的

教職員一人一人が、良好な人間関係を築き、心身ともに健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮して、「子供たちへのより良い教育」を行っていくことができる教育環境を整える。▶ **児童生徒と教職員のウェルビーイングの向上**

#### 目的の5つのポイント

- ①良好な人間関係の構築
- ②心身の健康
- ③本来の職務への専念
- ④児童生徒と共にした学びと成長
- ⑤専門性の発揮

### ◆ 教育環境を整えるには？



### 「3軸・6視点」の実感を向上するためには？

**時間と機会の創出が必要**

どのように、推進するのか？



◆ 時間と機会を創出するためには？

II 目標達成に向けた取組

教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できるためには、「時間と機会を創出する」ことが必要である。

“時間と機会を創出する”ための柱

- 人材の確保
教育DXの推進
業務の役割分担・適正化

EFFORTS

具体的取組

『私たちのピース・リスト2023』に取り組むこと

児童生徒の成長や発達を支援する教職員が“働きやすさ”“働きがい”“心身の健康”を十分に実感できる学校づくりに向けて、関係者一人一人が各取組事項を自分事として受け止め、その役割と責任の下、各々の取組を着実に進めることが必要です。

『私たちのピース・リスト2023』を活用し、自分事として取り組む



～「学校における働き方改革」の取組目標～

『私たちのピース・リスト2023』

ここに示した一つ一つの取組目標は、私たちの描く「学校における働き方改革」の“ワン・ピース”(一部分・欠片)でしかありません。

児童生徒の成長や発達を支援する教職員が“働きやすさ”“働きがい”“心身の健康”を十分に実感できる学校(職場)づくりに向けて、関係者一人一人がこれらを自分事として受け止め、その役割と責任の下、各々の取組を着実に進めることで「学校における働き方改革」は描かれていきます。

各市町村や各学校でもそれぞれの“ワン・ピース”を集めて、関係者で共有し、それぞれが目指す「学校における働き方改革」を描いていきましょう!

令和6(2024)年3月



はじめに
要確認
全50項目
目次
教育委員会または学校が中心となる取組事項の一覧
『私たちのピース・リスト2023』全50項目
県教育庁「学校における働き方改革推進関連事業」一覧
県内公立学校における働き方改革の取組の好事例

『私たちのピース・リスト2023』の構成

3つの柱で分類・整理
【取組主体】
No. 取組事項 設定の理由(必要性や課題等) 改善等に向けたアプローチ例 取組主体 目標期間
全50項目の取組事項(No1~50)
改善に向けたアプローチ例
各取組事項を推進することにより「学校・教師が担う業務に係る3分類」14の業務のうち、適正化を図ることができる業務を表示